

近世大坂の寺院形態

上場頭雄

近世大坂は摂津国西成・東成両郡の一部からなり、大坂と限定する場合、大川より以南、道頓堀川より以北の位置をいう。町行政において本町筋を境として北郷、南組に分けられ、大川以北の天満とあわせ、いわゆる大坂三郷と呼ばれる行政区画がなされていた。その位置は現在の大阪市の中心地であり、近世においても同様で大坂商人が集住していた。大坂の中心をなす南北両組の町中には真宗寺院のみが建立し、しかも町人身分であった。その他諸宗寺院は市内周辺地に集中し寺町を形成していた。

近世大坂の都市・町人史研究において、町中に真宗寺院のみが存在し町人身分として規制、課役されていたにもかかわらずその動向や史的意味あるいは影響などについてはほとんど等閑視されていたのが現状である。そこで、これらを考察する基盤となる真宗寺院の形態や寺町寺院の規模について報告したい。

真宗寺院が寺町構成寺院から除外され大坂町中に散在したことは、元和元年（一六一五）大坂夏の陣後赴任した大坂城主松平忠明の市街地整備政策の一環として行なわれた寺院・墓地の移転統合にその由来がある（『大坂鑑賜書一件』）。近世都市計画に基づいて行われた寺院居住区の編成は元和五年大坂が幕府の直轄地となっても変化せず近世大坂寺院の基本となった。町中に真宗寺院のみが存在したのは事実であるが、だからといって船場・島之内を中心とする町人すべてが真宗寺院を菩提寺としたとは限らない。

そこで幕府が直轄する大坂に関係する各宗寺院の規模をみてみよう。町中に一軒でも檀家を持つ寺院は『大坂町中江差出寺請状諸宗寺々五人与判形帳』に明記され、大坂町奉行所の吟味支配を受けた。この判形帳は諸宗寺院の五人組を記したもので、各町に配置され寺請状を吟味する場合、その印鑑を判形帳のそれと比較照合するため幕府が作製させたものである。つまり、町中に檀家をもつ各宗宗判寺院録でもある。寺院五人組は寛文九年に形成されたが当時の判形帳は現存せず元禄八年（一六九五）九月に改められたものが現存する。判形帳に記された当時の寺院総数は四百二十二カ寺で、内訳は天台宗一、浄土宗知恩院派八十五、同知恩寺派二十一、同金戒光明寺派十九、同西山派二、真言宗古義生玉社僧九、真言宗七、四宗兼学律宗一、禅宗臨濟派黄檗山万福寺末六、禅宗妙心寺派十五、同曹洞派二十、法華宗受不施派三十七、真宗西本願寺門下九十四、同興正寺末十一、同東本願寺門下七十三、同高田専修寺末一、同仏光寺末十六、大念仏宗四の各寺院数である。真宗各派寺院合計は百九十五カ寺で全体の四十六パーセントを占め、浄土宗各派寺院合計は百二十七カ寺で全体の三十一パーセントであり、大坂に関係する寺院はその大半が浄土系であったことが判明する。上述の各宗寺院の寺基は大坂三郷か寺町に位置していたとは限らず、河内国や摂津国東成郡・西成郡の郡部に存在していた寺院もあった。寺基の位置が大坂市街地周辺にあったとしても判形帳に記載された四百二十二ヶ寺は大坂町奉行の統制・影響力を受けていたことになる。

大坂町中の真宗寺院百七十七カ寺中、三十一カ寺が寺基を借屋においていた特色がある。真宗は身分的に町人であることの外に、豪華な伽藍を構えず外観も町人的であり、より一層町人生活と関

係深くなる要素も内含していたといえよう。特に真宗の法談を行なう講は商人の同業仲間の組織となり、情報交換や町運営の寄合場所として機能し商業上重要な役割を果した。もちろん、大坂真宗寺院・僧侶は村落道場の「毛坊主」や「辻本」の形態ではなく、寛永年間頃までに寺号を取得し、宗判権を所持する正式寺院であることはいふまでもない。

幕府はなぜ真宗寺院を町人身分と規定し公役・町役を課し寺町への集住を認めず、諸宗寺院と区別して支配したのだろうか。それは真宗の寺院形態が室町期より道場形態をとり俗人的要素が強かったこと、一向一揆の警戒から町触を通して規制を厳しくすること、さらには教義的に肉食妻帯を認め戒律に従った出家主義をとらない真宗独自の問題などが考えられ、それに関して町触に「借在家仏壇不可求利用之旨、於江戸諸家江被仰出候間、町中存此趣清僧ヲ置べからず、有来妻帯道場之外ハ、縦令仏壇無之とも、町家ニ出家住宅致」（寛文六年）というように真宗寺院を「妻帯道場」と呼称し、明らかに「出家」・「清僧」と意識的に対比しており、幕府の真宗観が窺え、その視点が根底にあるゆえに真宗僧を町人同様と考えたのであろう。

次に、先の判形帳に各寺院の寺基の位置が明記されているので、それによって元禄期の寺町名及び各寺町の性格を明らかにしておく。寺町は「小橋寺町」、「上本町筋八丁目寺町」、「八丁目中寺町」、「八丁目東寺町」、「西寺町」、「生玉寺町」、「生玉中寺町」、「生玉筋中寺町」、「谷町筋八丁目寺町」、「天王寺寺町」、「天満西寺町」、「天満東寺町」の十二カ所ある。これらの寺町に百八十五カ寺が存する。浄土宗知恩院派寺院は西寺町の二十二カ寺をはじめ

め各寺町に数カ寺ずつあり、生玉筋中寺町に一カ寺のみ、天王寺町には全くない。天王寺町は禪宗妙心寺派・曹洞派寺院のみの寺町である。また生玉寺町は十三カ寺中、九カ寺が浄土宗金戒光明寺派寺院で占めている。法華宗は生玉筋中寺町、谷町筋八丁目寺町に集中している。しかし、各寺町には各宗寺院が混在している場合が多く、必ずしも寺町によって寺院構成の性格が明確とはならない。たとえば、天満東寺町の宗派別寺院数は浄土宗知恩院派七、同知恩寺派三、禪宗妙心寺派一、同曹洞派三、法華宗五、真言宗一の構成である。そこで寺町の形成過程が問題となる。つまり、元和五年の寺町形成時にそれぞれの寺基の位置を決定する場合、一定の範囲内で寺院側の自由裁量としたのか、あるいは元和五年以降、後に漸次寺院が建立された結果、ある寺町には決まった宗派であったのが崩れて各宗寺院が混在したのか、さらには寺町内における寺基の位置選定は幕府が決定したのかなどである。浄土宗各寺院の略由緒を記した元禄九年の『蓮門精舎旧詞』に大坂寺院の由緒が記され、また筆者が調査して発見した寛文六年の「浄土宗金戒光明寺派撰州大阪寺町ニ有之寺々開基住持代々記録」（大阪市・銀山寺蔵）などの記事を検討したが、寺町形成の問題を裏付ける決定的なものとはならなかった。寺町形成については小野晃嗣氏が京都を対象に検討・研究されており、今後、京都や各都市の寺町と大坂のそれとを広く比較検討することを課題としたい。

なお、大坂真宗寺院については、拙稿「近世大坂の真宗寺院―都市寺院の形態と町人身分―」（圭室文雄・大桑斉編『近世仏教の諸問題』所収雄山閣出版刊）に詳論したので参照してほしい。